

社会福祉法人 南島原市社会福祉協議会

福祉基金助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人南島原市社会福祉協議会福祉基金規程(以下「規程」とう。)に基づき、地域福祉活動事業助成金を交付するものとし、その交付はこの要綱の定めるところによる。

(助成対象団体)

第2条 助成対象は、規程第5条に定める事業を行う団体とする。

(助成対象期間)

第3条 この事業の助成対象期間は、毎年度4月1日より翌年の3月31日までとする。

(助成対象事業及び助成額等)

第4条 助成対象事業及び助成額は、予算の範囲内で別表のとおりとする。

2 同一団体に対する助成金は、同一事業内容につき3回を限度とする。

(事業計画書の提出)

第5条 助成対象団体は、毎年社会福祉法人南島原市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)が定める受付期間中に申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 次年度の受付期間は、毎年度10月1日から11月末日までとする。

(申請に添付すべき書類)

第6条 申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(審査等)

第7条 会長は、事業計画書の提出があったときは、南島原市社会福祉協議会検討委員会(以下「委員会」という。)の審査に付するものとする。

2 会長は、委員会の審査結果を受け事業承認の可否について決定し、その結果を事業計画を提出したものに通知する。

(実績報告)

第8条 実績報告は、事業終了後速やかに会長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支精算書(様式第3号)
- (3) 事業の実施を証した写真、資料
- (4) その他会長が必要と認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成26年3月14日から施行する。

ただし、第5条2については平成25年度に限り平成26年3月31日までとする。

別表

助成対象事業及び助成額

番号	事業の区分	事業内容	助成対象経費	助成金
1	ボランティア活動・福祉教育の推進を図る事業	(1) ボランティア団体の研修・講習 (2) 学校等による福祉教育の推進事業 (3) その他ボランティア活動の活性化に資する事業	事業に要する経費で会長が認めるもの。但し、公的な助成を受けている団体は除くものとする。	対象経費の90%以内で、1事業あたり30万円を限度とする。
2	高齢者生きがい支援事業	(1) 高齢者団体等による健康講座、スポーツ大会等の開催等 (2) 在宅高齢者等の安全を守り、在宅高齢者の福祉向上に資する事業 (3) 在宅高齢者等の社会参加を推進する事業 (4) 在宅高齢者等の世代間交流に資する事業 (5) その他健康及び生きがいづくり推進に資する事業		
	障害者生きがい支援事業	(1) 障害者団体等による健康講座、スポーツ大会等の開催等 (2) 在宅障害者等の安全を守り在宅障害者の福祉向上に資する事業 (3) 在宅障害者等の社会参加を推進する事業 (4) その他健康及び生きがいづくり推進に資する事業		
	子育て支援事業	(1) 子育て支援団体等による健康講座、スポーツ大会等の開催等 (2) 子育て支援団体等による子供の安全を守り、福祉向上に資する事業 (3) その他子育て等次世代育成・世代間交流等に資する事業		
3	特に会長が必要と認める事業	上記1～2に該当しないもので特に会長が認める事業		